

## 【企業用】「秋田県合同就職面接会」参加にあたっての留意事項

平成30年 5月16日  
秋田県移住・定住促進課

- 1 企業の受付は当日の正午から、開会は午後1時からです。**午後0時45分までには受付を済ませ、着席してください。**  
当日は駐車場を用意しておりません。公共交通機関又は会場周辺の有料駐車場を利用し、時間に余裕をもってお越しください。
- 2 会場内では名札を着用してください。各企業所定の名札がない場合、受付で名札ホルダーを貸与しますので、名刺を入れてご利用ください。
- 3 企業ブースには、1企業当たり長テーブル1脚及び椅子2脚を設置します。周囲にパーテーションは設置しません。また、通行の支障となるため、床上へ看板・のぼり・スクリーン等は設置しないでください。  
企業担当者の入場は2名までとします。これを超える人数の入場はお控えください。
- 4 会場で使用する機器は、パソコン・タブレット・卓上スクリーン等、机上に載る程度のもので、電力消費量が大きい機器や床置きタイプの機器の使用はお控えください。  
また、複数の機器を使用する場合は各自タップ等をお持ちください。
- 5 学生等は「企業訪問カード」を持って企業ブースを訪問しますので、1枚を受け取った後に面接を始めてください。  
多数の学生等が順番を待つ場合には、1回の面接時間を決めるなどして、効率よく時間内に終了するようにしてください。  
ブースに掲示するタイムスケジュールの様式は、秋田県就活情報サイト「KocchAke! (こっちゃけ)」及び秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の開催案内ページからダウンロードできます。
- 6 公正な採用選考のため、別記「注意事項」を遵守してください。
- 7 これまで当課が作成してきた「参加企業概要」は、秋田県就活情報サイト「KocchAke! (こっちゃけ)」への掲載をもって代えますので、同サイトの掲載内容を常に見直し、現況とずれがないようにしてください。
- 8 ハローワークにおける新卒者（平成30年度卒業予定者）の求人の受理は平成30年2月1日に開始しています。参加企業は、開催前日までに、所管のハローワークに必ず求人を出してください。
- 9 会社案内等の資料を、当日、会場の資料提供コーナーに配置することができます。  
事前に会場に送付する場合は、次の宛先へ品名欄を記入のうえ、日程を指定して発送してください。  
○宛先：〒010-0001 秋田市中通2-6-1 秋田ビューホテル気付

○品名欄：6／13 合同就職面接会資料（使用）と記入すること。

○日程：6月8日（金）から6月12日（火）までに到着すること。

- 10 やむを得ず参加を辞退する場合、速やかに電話及びメールで連絡してください。  
ただし、参加学生等の混乱を招くおそれが大きいため、開催日の7日前以降の辞退は  
厳に慎んでください。

**秋田県移住・定住促進課 電話：018-860-1248**

**メール：hello3751@mail2.pref.akita.jp**

- 11 面接会終了後、面接者の内定状況についての調査を予定していますので、調査の際は  
御協力をお願いします。

## 別記 注意事項

### 1 エントリーシート等における注意事項

応募・採用選考時の関係書類において、次のような質問項目を設けることのないようお願いいたします。

- ・本籍に関すること。
- ・自宅付近の地図について
- ・家族に関すること。
- ・宗教、支持政党、生活信条、愛読書に関すること。

### 2 面接時の注意事項

#### (1) 本人に責任がない事項の質問等をしないこと

本籍、出身地等に関することや家族に関すること等、本人に責任がない事項について質問等を行うことは、就職差別につながるおそれがあるため実施してはいけません。

- ・本籍、出身地に関すること。
- ・家族に関すること。
- ・住宅状況に関すること。
- ・住宅環境・家庭環境などに関すること。

#### (2) 本来自由であるべき事項の質問等を実施しないこと

宗教に関することや思想に関すること等、本来自由であるべき事項について質問等を行うことは、就職差別につながるおそれがあるため実施してはいけません。

- ・宗教に関すること。
- ・支持政党に関すること。
- ・人生観、生活信条に関すること。
- ・尊敬する人物に関すること。
- ・思想に関すること。
- ・労働組合、学生運動など社会活動に関すること。
- ・購読新聞、雑誌、愛読書などに関すること。

#### (3) 男女雇用機会均等法に違反する質問等を実施しないこと

男性又は女性を排除又は敬遠しているかのような質問、男性又は女性に対する差別発言、セクハラ発言等は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）に違反するため実施してはいけません。

#### (4) その他の事項

- ① 身元調査を実施しないこと。
- ② 合理性かつ客観性のない採用選考時の健康診断（血液検査、色覚検査等）を実施しないこと。